

平成20年西東京市教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 平成20年4月22日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時59分
- 2 場 所 田無庁舎 502会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 沼 本 禧 一
委 員 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 教 育 部 長 名古屋 幸 男
特 命 担 当 部 長 村 野 正 男
教 育 企 画 課 長 青 柳 昌 一
教育部副参与兼学校運営課長 富 田 和 明
教 育 指 導 課 長 前 島 正 明
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 宮 城 洋 之
教育相談担当課長 南 里 由美子
教育部副参与兼社会教育課長 波 方 幹 徳
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 飯 島 伸 一
公 民 館 長 相 原 昇
公 民 館 館 長 補 佐 山 本 茂
教育部副参与兼図書館長 小 池 博
教育部主幹兼図書館副館長 奈 良 登喜江
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 相 澤 潤 子
- 7 傍聴人 1人

平成20年西東京市教育委員会第4回定例会議事日程

日 時 平成20年4月22日（火） 午後2時00分～

会 場 田無庁舎5階 502会議室

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 議案第25号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第3 議案第26号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について
- 第4 議案第27号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について
- 第5 議案第28号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例（申出）
- 第6 議案第29号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（申出）
- 第7 議案第30号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について
- 第8 報告事項
- (1) 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会管理職員等の範囲を定める規則の改正について
 - (2) 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会の報告について
 - (3) 平成20年度西東京市教育委員会研究奨励事業 研究指定校・奨励校・研究奨励教員グループ一覧
 - (4) 平成19年度適応指導教室「スキップ教室」入室生徒の中学卒業後の進路等について
 - (5) 平成20年度公民館事業計画について
 - (6) 図書館事業の見直し（提言）について
 - (7) 「西東京市子ども読書活動推進計画」検討委員会報告書について
 - (8) 平成20年度図書館事業計画について
 - (9) 平成20年度菅平少年自然の家事業計画について

第9 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 2 0 年 第 4 回 定例会
(4 月 2 2 日)

午 後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成20年西東京市教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第25号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第25号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、校長会の人事異動に伴いまして、社会教育委員の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため専決処分したので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては専決処分書を御覧くださいませ。

専決処分第5号でございますが、学校教育の関係者区分で、平成20年3月31日付解任の元けやき小学校長、児玉健二さんと、元柳沢中学校長、椎野芳拳さんでございます。

専決処分第6号でございます。学校教育の関係者区分で、平成20年4月1日付任命、任期は前任者の残任期の平成20年4月1日から平成21年6月30日までの上向台小学校長、高谷好文さんと、明保中学校長、山田武司さんでございます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第25号 西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第26号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第26号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、校長会の人事異動に伴いまして、公民館運営審議会委員の解任及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため専決処分したもので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

その内容につきましては、次のページ以降の専決処分書を御覧いただきたいと思います。

西東京市公民館運営審議会委員の解任について。平成20年3月31日付解任。学校教育の関係者といたしまして、浅倉隆壽、田無第二中学校長でございます。

西東京市公民館運営審議会委員の任命について。平成20年4月1日付任命。任期は平成

20年4月1日から平成21年4月30日まで、学校教育の関係者といたしまして、西嶋剛昭、田無第二中学校長でございます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第26号 西東京市公民館運営審議会委員の解任及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第27号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。宮崎教育長 議案第27号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、提案理由を御説明申し上げます。

西東京市図書館協議会委員を委嘱していた都立田無高等学校長が3月31日付で人事異動したこと、及び同じく任命していた西東京市田無第四中学校長が校長会会長に就任したことに伴いまして、その解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育委員会事務委任規則第5条により専決処分したので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

その内容につきましては、次ページ以降の専決処分書を御覧いただきたいと思います。

西東京市図書館協議会委員の解嘱について。平成20年3月31日付で解嘱。学識経験のある者といたしまして、八木正明、前都立田無高等学校長でございます。

西東京市図書館協議会委員の委嘱について。平成20年4月1日付委嘱。任期は平成20年4月1日から平成21年4月30日まで。学識経験のある者といたしまして、榎本善紀、都立田無高等学校長でございます。

さらに、西東京市図書館協議会委員の解任について。平成20年3月31日付解任。学校教育関係者といたしまして、木曾友仁、田無第四中学校長でございます。

西東京市図書館協議会委員の任命について。平成20年4月1日付任命。任期は平成20年4月1日から平成21年4月30日まで。学校教育の関係者といたしまして、福間和正、柳沢中学校長でございます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第27号 西東京市図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第28号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第28号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例(申出)、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、委員の選出の区分において、「教頭」を「副校長」と変更するものでございます。

詳細につきましては事務局にて御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

富田学校運営課長 私のほうからは、議案第28号について教育長に補足して御説明を申し上げます。

恐縮でございます。28号の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

改正前におきましては、「市立学校の校長の代表」と、それから(2)の「市立学校の教頭の代表」としてございました。今までは、職としては「教頭」、呼称として「副校長」としてございますが、法律改正に伴い、職として「副校長」ということになりましたので、現在の審議会条例の一部を改正いたしまして、「教頭」を「副校長」ということにさせていただいて、「副校長の代表」ということとなります。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第28号 西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例(申出)、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 議案第29号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第29号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(申出)、の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、規定を改めるものでございます。

詳細につきましては事務局にて御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

富田学校運営課長 それでは、議案第29号の教育長に補足して御説明を申し上げます。

恐縮でございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第2条でございますが、こちらについては、従前は「教育委員会」ということでございましたが、こちらは「西東京市教育委員会」ということで、固有名詞として文言整理でございます。

それから、第5条でございます。第5条につきましては、改正前については包括的な内容にしてございましたが、今回、改正後につきましては細かく内容を1、2というふうに規定してございます。さらに、2項におきまして、「実施機関は、学校医等の福祉を増進し、及び公務上の災害を防止するため」というふうに、要は防止項目がプラスしてございます。

それから、第6条の2項につきましては、前項の規定うんぬんの、「別に定めるところにより旅費を受け取ることができる。」と、旅費の規定をプラスしてございます。

そのような形で、詳細について規定の内容になってございます。この部分の改正でございます。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第29号 西東京市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（申出）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第7 議案第30号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第30号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱及び委嘱について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため専決処分したもので、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては次ページ以降の専決処分書を御覧いただきたいと思います。

学校教育関係におきまして、本年の3月31日付で解嘱しました能智 功、田無工業高校の校長でございます。

そして、引き続き学校教育関係ということで、次のページを御覧いただけますでしょうか。

平成20年4月1日から平成21年6月30日まで。永村 隆、田無工業高校の現在の校長先生に委嘱するものでございます。

私のほうからは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事に関する案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第30号 西東京市スポーツ振興審議会委員の解嘱及び委嘱についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第8 報告事項、に移ります。

(1) 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会管理職員等の範囲を定める規則の改正について、を議題といたします。

青柳教育企画課長 それでは、報告事項1番、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会管理職員等の範囲を定める規則の改正について、御報告をいたします。

地方公務員法第7条の規定によります西東京市の公平委員会につきましては、西東京市のほか、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合の3団体による共同設置を行っているところでございます。

今回、市長を通じまして公平委員会に改正をお願いいたしました規則は、地方公務員法第52条の規定によります職員団体の構成とならない管理職等の範囲を定める規則でございます。

本市におきましては、学校教育法の改正を踏まえまして、平成20年4月1日から西東京市立小中学校におきまして教頭を廃止し、副校長を置くことといたしました。このことに伴いまして、規則中の管理職の範囲の表記の「教頭」を、改正後、「副校長」と文言を改める改正を行うものでございます。

報告は以上でございます。

竹尾委員長 報告事項は9件ございますが、質疑は一括して行いたいと思います。

引き続きまして、(2) 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会の報告について、を議題といたします。

青柳教育企画課長 それでは、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会の報告につきまして、御報告をさせていただきます。

本市におきます学校施設適正規模・適正配置の検討につきましては、平成18年度に部内検討委員会によりまして児童・生徒数の将来推計、各学校の課題分析、整理を行いました。昨年、19年度におきまして、学識経験者、公募の市民、学校保護者の代表、地域青少年関係団体の方、小中学校長の参加による検討懇談会を設置いたしまして、本市における学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方などにつきまして御議論をいただきました。

この御議論のまとめにつきまして、懇談会提言書といたしまして、去る4月8日に教育長に提出されております。お手元に配付いたしました検討懇談会報告書、桜色の表紙のものでございますが、これはこの提言書を含めまして懇談会の記録をまとめたものでございます。

御覧いただきまして、桜色の間紙が入っている1枚目の1ページから次の間紙の前の29ページまでが提言書でございます。次の間紙の31ページから懇談会の会議録及び資料というふうになってございます。

提言書の概要につきまして御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページのグラフを御覧いただきたいと思います。

まず、現状ということですが、4ページのグラフでは小学校の児童、薄い実線のほうでございますけども、昭和54年ごろから、また中学生生徒は点線のほうでございますが、昭和62年ごろから緩やかな減少傾向を示していたところでございます。

次の5ページのほうを御覧いただくと、上が小学校の児童、下が中学校の生徒でございますけれども、御覧いただくとわかりますけれども、大規模な宅地開発などにより、平成19年度から26年度にかけて、小学生児童は急増をすることが予測されました。また、その後、26年を過ぎますと減少に転じることが予測されました。中学校生徒におきましても数年おくれで同様な傾向になるものというふうに予測されております。

次の6ページを御覧いただきたいんですけども、これは平成19年度現在で各学校ごとの児童と学級数でございます。児童数、生徒数も変動しているんですけども、各学校ごとに児童数、生徒数の規模に差がございます。その差が顕著となってきているということでございます。小学校の場合、最少の小学校ですと児童数266人、住吉小学校。最大の学校は児童数760人の上向台小学校と、実に2.86倍の開きが生じてきております。中学校でも、最少の学校は柳沢中学校で333人、最大の学校は保谷中学校の551人ということで、これも1.6倍以上の差が開いております。

続きまして、9ページ、10ページを御覧いただきたいと思っております。

この図でございますが、現在の小中学校の通学区域と通学区域内の学校までの通学距離をあらわしたものでございます。小学校では、合併後、通学区域の見直しを行っていないことから、ちょうど南側になりますけれども、保谷第二小学校では最大2.1キロの通学距離となっております。

中学校につきましては10ページでございますけれども、これも柳沢中学校では通学距離が一番遠いところで2.3キロというふうになっております。また、ひばりが丘中学校では田無第二中学校の通学区域を横断して通学するというような通学区域の設定となっております。実態といたしましては、指定校変更の特例制度によりまして旧市境を越えて近い学校に通うことができっておりますので、このような通学を行っている生徒というのはいないというふうに思いますが、制度としてこのようなものがまだ引き続き残っているという状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、適正規模・適正配置の検討が必要であるというようなことでございます。そこら辺につきましては11ページの(2)になりますけれども、適正規模・適正配置の必要性というところで、ちょうど下から6行目ぐらいですけれども、「しかし」の後ですが、現状では一部の地域において子どもが増えている状況にあるものの、少子化の流れは西東京市においてもその例外ではなく、いずれ減少は想定されると。さらに、今後の厳しい財政状況の一方、多様な教育ニーズへの対応も多く、今後はより効率的な学校運営を行っていく必要があると。これらのことから、懇談会としては将来を見据えた小中学校の適正規模・適正配置が必要であるというふうなまとめとなっております。

具体的な懇談会の中での適正規模・適正配置の基本的な考え方でございますが、13ページになります。(3)の本懇談が考える適正規模・適正配置の基本的な考え方ということでございます。

でございますが、各学校の学級数の適正規模はおおむね12～18学級が望ましいということですが、これは各学年でクラス替えが可能となる複数のクラスができるということ、また、教員配置の面からも12～18学級が学校規模としては非常に効率的で望ましいということになっております。

は通学区域でございますが、なるべく短い通学区域となるような設定が望まれるということですが、後段では、特に合併による指定校変更の特例措置を解消して、通学区域を早急に見直すということで、早急の見直し課題として取り組むという必要があるというふうな御意見でございます。

具体的な見直しの方策としては次の14ページになりますけれども、では小規模校への対応ということで、11学級以下の小規模校への対応につきましては、直ちに「小規模校＝統廃合」とするのではなく、複数の学年で単学級編制となり、その状況が続くことが想定される場合に、統廃合を視野に入れた検討を行うことということでございます。

が大規模校でございます。大規模校については、通学区域の見直しによりまして隣接校に児童・生徒を誘導するということが基本ですけれども、実態として児童・生徒数の増加が特定の地域に偏っております。ともに児童・生徒数が増加する隣接する学校間では通学区域の変更による対応は難しい現状があるということです。また、新たに学校の新設については、新たな校地の取得とかに関しまして、費用とか用地の点から非常に困難が予想されると。また、一定期間後には児童・生徒数が減少してしまうというようなことも考慮して、大規模校への対応につきましては、一時転用している教室を普通教室に戻すこととか、また、増築等を行うなどを含めた現有施設で対応が可能な限りこれを許容するという結論になっております。

最後に、17ページになりますが、適正規模・適正配置を行うに際して配慮すべき点ということでございます。

(1)としては地域のかかわりということでありまして、通学区域の見直しは既存の地域活動に与える影響が大きいということです。そのかかわりには十分な配慮が必要であるということ。検討の初期の段階から、住民、保護者、児童・生徒に情報提供を行って、行政と地域が一緒になって考えていくということが必要であるということでございます。

(2)では防災コミュニティの視点です。学校は児童・生徒の学習の場であるのみならず、地域みんなのものとして存在し、災害時の地域の避難場所として機能する役割も担っております。また、小学校を中心とした地域コミュニティの中心的な存在でもありますので、この点への配慮も必要であるというふうなことでございます。

(3)については、大規模マンションなどの住宅開発については引き続き情報収集に努めていただきたい。

18ページになりますが、(4)通学路の安全配慮ということでございます。特に鉄道の踏切を避けた通学路の設定が求められるということでございます。

(5)のその他でございますが、特別支援教育とか中高一貫教育、少人数指導、さまざまな教育施策の対応については、教育環境の向上、充実につながるものについては適正規模・適正配置を含めて積極的に取り組んでいただきたいということでございます。

また、(6)、19ページでございますが、老朽施設への対応ということで、この適正規模・適正配置の検討とあわせて、合理的かつ計画的な施設の改修整備が求められるということでございます。

以上が提言の内容でございます。今後、この提言を踏まえまして、今年度の早い時期に市の教育委員会として基本方針を決定していきたいというふうに思っております。この教育委員会としての方針の決定には教育委員の皆様にも御議論いただいて進めてまいりたいというふうに思います。その後、具体的な検討を進めていくわけですが、特に合併に係る通学区域の見直し、また、施設の老朽化などへの対応につきましては、教育委員の皆様の御議論をいただきながら、早急に具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、適正規模・適正配置懇談会の報告については以上でございます。

竹尾委員長 引き続きまして、(3)平成20年度西東京市教育委員会研究奨励事業 研究指定校・奨励校・研究奨励教員グループ一覧、を議題としたいと思います。

石井統括指導主事 それでは、研究奨励事業について御説明をいたします。

まず、研究指定校は、昨年度から研究を進めております2年次校がございます。栄小学校、健康教育。保谷第一小学校、学力向上。芝久保小学校、情報教育。この2年次校につきましては、1月30日(金曜日)に、昨年同様、保谷こもればいホールで指定校の報告会を実施いたします。

続きまして、本年度から研究を開始いたします1年次校です。4校と、それから小中連携の2校がございます。保谷小学校、生きる力の育成、知・徳・体について研究を進めます。向台小学校、新学習指導要領への対応、主に言語活動を充実させる研究を進めます。泉小学校、新学習指導要領への対応、算数科における論理的思考と表現力・言語力の向上です。青嵐中学校、昨年度けやき小学校が行った学校と地域との連携を中学校において研究を進めていきます。東小学校・明保中学校、小中連携、昨年の本町小学校・保谷中学校の研究をベースに、さらに教育課程の連携の研究を進めてまいります。

それ以外に研究奨励校6校、研究奨励教員グループ1グループがございます。

以上でございます。

竹尾委員長 (4)平成19年度適応指導教室「スキップ教室」入室生徒の中学卒業後の進路等について、を議題といたします。

南里教育相談担当課長 平成19年度適応指導教室「スキップ教室」入室生徒の中学卒業後の進路等について、御報告いたします。

入室生徒の中学卒業後の進路について御報告いたします。3月末時点での入室中学3年生は14名でございます。14名の進学先といたしましては、都立高校全日制が1名、都立高校定時制が、学年制夜間の農業1名、単位制昼夜間の普通科1名、総合学科8名、サポート校が3名となっております。

次に、入室児童・生徒の状況でございます。平成19年度中の入室者数は合計44名となっております。中3生入室者15名のうち、年度中の復帰者が1名、進学時復帰者14名

の進路については で御説明したとおりでございます。中2生は入室者11名が継続予定でございます。中1生の入室者13名は進級時復帰者1名で、12名継続予定でございます。小6の1名は進級時復帰いたしております。小5の入室者4名のうち、1名が年度中の復帰で、継続予定が3名、計26名が3月末時点で継続予定となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、(5)平成20年度公民館事業計画について、を議題としたいと思います。

相原公民館長 それでは、平成20年度の公民館事業計画について、お手元の資料により御報告させていただきます。

恐れ入ります、3ページをお開きください。

公民館の事業方針でございますが、西東京市の公民館は目まぐるしく変化する社会・経済情勢を踏まえつつ、市の基本構想・基本計画に掲げる「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」という基本理念を念頭に、教育目標・生涯学習推進計画等の各種の指針に沿った地域づくりにつながる人材の育成を目指して、公民館ならではの事業展開をしていきたいと考えております。この事業方針によりまして、年度活動目標、事業計画、重点事業を定めております。

年間活動目標でございますが、「地域づくりは人づくり」を基本にして、地域課題の把握と課題解決のための中核施設として、社会教育の活性化を図ることを目標にしております。

事業計画でございますが、地域住民の生活課題、地域課題を見据えた事業、地域づくりにつながる視点を持った事業を精選して行ってまいります。

重点事業といたしまして4点ございます。

1点目は、施設整備と公民館事業の見直し方針の策定でございます。老朽化した施設の改修計画の策定、今後の管理運営体制を掲げた公民館事業の見直し方針の策定に取り組んでまいります。

2点目は、新たな利用層を対象とした事業の推進でございます。これまで公民館活動になじみの薄かった市民を対象に、平日夜間や土曜日などにも講座を開催します。

3点目は、誰でも学習に参加できる体制の整備・充実でございます。障害者、外国人など、社会的に制約を受けやすい人の学習機会を整備・充実し、地域との交流、連携を図ってまいります。

4点目は、地域づくりを考える事業の推進でございます。サークル間の交流活動やまつり事業など、市民同士が交流できる場面を積極的に支援してまいります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。

中央館であります保谷公民館が取りまとめる事業でございます。主に公民館運営審議会の運営などを実施してまいります。

全館が共通して行う事業については、それぞれの館が施設の維持管理業務、保育事業など、市民活動の支援、利用者懇談会の開催などを実施してまいります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

6ページ以降は6館それぞれが予定しております事業でございます。

6 ページ、7 ページは保谷公民館が計画しております事業で、青少年期対象事業、親子対象事業、成人期対象事業、視聴覚教育、地域交流に区分しております。各事業の実施に当たりましては、内容及び目標に沿って、執行予定前に事業目的、募集人数、学習内容や講師など、詳細を公民館運営審議会に報告し、実施することになります。

8 ページ以降の各館の事業計画につきましても同様の区分となっており、各事業の実施に当たりましては保谷公民館と同様の手続により実施することになります。

なお、各館の事業の説明につきましては、多岐にわたっておりますので、割愛させていただきたいと思えます。

以上でございます。

竹尾委員長 続きまして、(6) 図書館事業の見直し(提言)について、を議題といたします。

小池図書館長 図書館事業の見直し(提言)について、御報告申し上げます。

第2次行財政改革大綱に基づく図書館事業の見直しにつきましては、平成19年度の1年間をかけまして図書館協議会に検討をお願いしていたところですが、本年の3月31日付で御提言をいただきました。この提言書に基づき概要版を作成いたしましたので、本日はこれに沿って要点を御報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の提言概要版を御覧ください。

提言の章立てとしましては、1、西東京市行財政改革大綱、2、西東京市図書館の現状、3、図書館のあり方、4、西東京市図書館運営の合理化とその評価、5、これからの図書館事業について、最後にまとめという構成になっております。

3の図書館のあり方の項では、西東京市図書館の基本的考え方、図書館の役割と機能、自治体を支える図書館について述べられております。

4の西東京市図書館運営の合理化とその評価の項では、第2次行財政改革大綱・戦略プランが示している図書館事業の見直しという課題に対する図書館協議会のお考えが述べられております。

この中で、(5) 図書館運営管理の合理化を検討して(嘱託員方式の評価)の項では、窓口業務への嘱託員の導入により人件費の抑制に大きな効果を上げており、職員の指導のもと、適切な対応が行われ、利用者も違和感なくサービスを楽しんでいます。また、さらに正規職員の補佐としての職域の拡大等も検討、実施されており、大綱に示された課題に十分に対応しているとの評価をいただきました。

恐れ入りますが、4ページのまとめを御覧ください。

ここでは、図書館については公共機関としての責任を持った運営が保障されることが必要であるので、窓口業務の民間委託化や指定管理者制度の導入は図書館の運営になじまないものと考えました。同時に、西東京市が選択し実施している嘱託員方式の導入は、人件費の抑制の点でも利用者へのサービス向上の点でも、大綱に示された課題に十分に対応していることが評価されました。今後のさらなる合理化については、窓口以外の業務の委託の可能性などについて、今回の提言をよく認識していただいた上で御検討くださいとの御意見をいただいております。また、職員の専門性の向上についても御意見をいただいております。

図書館ではこの提言を受けて今年度には図書館運営計画を検討し、今後の図書館事業の見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上、図書館事業の見直し（提言）について、御報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

竹尾委員長 続きまして、（ 7 ）「西東京市子ども読書活動推進計画」検討委員会報告書について、を議題にします。

奈良図書館副館長 「西東京市子ども読書活動推進計画」について、御報告申し上げます。

検討の目的でございますが、「西東京市子ども読書推進計画」を平成18年3月に策定してから2年間の経過がありました。そこで、庁内関係部署の担当者により計画の進捗状況の確認を行い、課題について検討いたしました。

この計画の構成につきましては、計画策定に当たって、基本的な考え方、家庭、地域の読書活動、保育園の読書活動、児童館の読書活動、学校図書館の読書活動、図書館の読書活動という内容となっております。これに沿って現状と今後についての検討を重ねました。

2の検討内容でございますが、各関係機関では、今までの取り組みを見直し、一層充実させることで多くの成果を上げている。しかし、具体的な改善がなされていない取り組みや抜本的に方策を見直す必要がある課題も明確になっている。特に本計画について、関係機関をはじめ市民への周知が十分とは言えない状況であることが大きな課題となっている。西東京市は子どもたちの読書に関する関心が高く、先進的に取り組んでいる地域である。子どもたちの言葉に対する感性を磨き、言語生活を豊かにするために、今まで以上に関係機関が連携して市民のニーズに応えるために、本計画に基づいた取り組みの一層の充実を図ることが必要であるという結論づけをしております。

したがって、4の今後の取り組みでございますが、本報告を受け、平成20年度には市民参加による懇談会を設置し、今後の事業のあり方について検討していく予定でございます。

以上、検討委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 次に、（ 8 ）平成20年度図書館事業計画について、を議題といたします。

奈良図書館副館長 続いて、平成20年度図書館事業計画について、御説明いたします。

恐れ入ります、お手元の資料の1ページ目を御覧ください。

図書館の運営方針について、要点を御説明いたします。

1番目の目標ですが、図書館は生涯学習の拠点として市民の創造的学習への援助を行い、市民が期待する図書館サービスを提供します。

次に、2の指針ですが、平成20年度図書館事業計画を図書館運営の指針といたします。ここでいう事業計画につきましては、2ページと3ページにお示ししております。

次に、3の重点事業につきましては、9項目の中で特に重要と考えている三つの事業について説明します。

最初に、（ 1 ）の保谷駅前図書館の開設につきましては、現在準備作業を進めているところですが、本年の6月29日には公民館、図書館の開館式典を行い、同日から市民の皆様に御利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

(2)の図書館事業の見直し、及び(3)の第2期図書館管理システムの運用につきましては、図書館の管理運営方針を検討し、今後の図書館事業の見直し、改善を図るものですが、平成20年度は「モノの改革」と位置づけ、第2期図書館管理システムとICタグシステムの導入を計画しています。こちらのほうは6月1日からの新システム稼働を目指して準備作業を進めてまいります。また、平成19年度にお願いしておりました図書館協議会の御提言が報告されましたので、21年度以降の「ヒトの改革」に向けて運営体制の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上、重点事業の中でも特に重要な事業と位置づけているものについて御説明いたしました。

恐れ入ります、2ページ目を御覧ください。

2ページから3ページにかけて平成19年度の図書館事業計画をお示しさせていただきました。1番目の図書館資料の収集と保存から、施設・備品の整備、図書館の情報システムの整備、利用者と情報の安全管理といった18項目の事業を計画しています。内容につきましては詳しい説明は割愛させていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

以上、図書館の事業計画を御説明いたしました。

竹尾委員長 次に、(9)平成20年度菅平少年自然の家事業計画について、を議題といたします。

波方社会教育課長 平成20年度菅平少年自然の家事業計画について、御報告いたします。

菅平少年自然の家の事業は、前年度と同様に移動教室の受け入れ、それと一般市民への施設提供でございます。

裏面のほうを御覧になっていただければというふうに思います。

移動教室の受け入れは西東京市立の全19小学校の受け入れを行います。移動教室の利用予定人数は、児童、引率する教員、それから看護師などを含めて、延べで3,550人を予定しております。

また、一般市民への施設提供では、利用予定者を前年度実績より20%ほど増加の延べ人数2,250人を予定しております。これにつきましては、近隣市の5市で構成する多摩北部都市広域行政圏協議会の事業にも引き続き参加し、利用者の拡大を図ってまいります。施設面では、社会教育施設として利用者にとって安全で、かつ快適な施設であるよう管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。9項目について一括して質疑を受けます。 質疑を結びます。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 次に、日程第9 その他、を議題といたします。

教育委員会全般についての御質問等をお受けしたいと思っております。ございましたらどうぞ。

宮田委員 前回の教育委員会で新学期に向かって安全の電話連絡網というようなことを申し上げたんですが、その後どういうふうに対処されたんでしょうか。

石井統括指導主事 4月18日に定例の副校長会議が実施されました。その席で私から、学校安全連絡会におきまして、前回、宮田委員から御指摘をいただきました連絡網の整備ということでお願いいたしましたので、各学校でこれから作成に取り組むところとなると思っております。

以上でございます。

宮田委員 言ったんだったら、そういう報告をしていただきたいと思います。言いつ放して何にもしないのではないかと思われないように。それから、できるだけ早くやりませんと、新学期の 事故がなかったからいいようなものですがけれども、ちゃんと警察、こちらの委員会、消防署とか病院とか、どういうふうにするかということをお父兄の方まで含めて、道路に立っているような方にきちっと連絡するというのを徹底よろしくお願ひしたいと思ひます。

石井統括指導主事 申しわけございませんでした。進行管理を含めて徹底していきます。

沼本委員 学校給食のことですけれども、近年、学校給食でも素材のほうはかなり高騰化しているというか、高くなっているという話を聞いていますが、給食費としてはどんなふうな対応をなさっていますか。

富田学校運営課長 先週、26市の担当課長会がございました。その中で特にその議論になってございますが、上げる方向で考えているのが2市ございました。ただ、あとの24市につきましては様子を見ると同時に、いわゆるパン食を米飯にかえたり、それから単純に言えば牛肉を豚肉にかえるとか、そういうように細かい部分で努力をして何とか乗り切ろうというふうな形でございます。ただ、一定の時期にはそれなりの結論を出そうかなということの全市とも様子を見ている状況ではございます。

以上です。

沼本委員 今乗り切れても、これから食材はどんどん上がっていく可能性がありますよね。それに対して、やはり市として早くから対策を考えていくということや、それから最近そういった給食費や何かが値上がることによって、保護者の中には大きな負担になってくる場合もあるんじゃないかというふうに推測されますけども、そこら辺もやっぱり義務教育ですから、一応考えていただきたいなというふうに思ひます。

竹尾委員長 未納問題はありますか。

富田学校運営課長 今、沼本委員が言っていたように、いわゆる未納問題が先ほど申し上げました24市が様子を見るという一つの大きな根拠であります。二つの点で様子を見るということなんでございます。幾ら上げていいのかというのは、まだまだ上がっている状況の中で、上げたところでまたさらに上げなければならないという点が1点、それから今でも未納が若干ございますので、それが多くなるのではなからうかと、その危惧を含めまして、その2点でまず様子を見ているという状況でございます。

以上です。

沼本委員 今、この市全体とか、それから隣接の市についてですけれども、個々の学校としていろいろ問題点はないんですか。個々の学校。全体的なことは今お話しされたわけですがけれども、本市の学校でいろいろ給食のことについての問題というのはないんですか。

富田学校運営課長 個別の学校での問題点ですか。個別の学校の問題点といいますと、例えば上向台小が人数が多くなってきたとか、そういう問題と、あと、先ほど申し上げました未納問題でも、ゼロのところと若干あるところと、その差があったり、そういうようなことではありますけども、それ以外の個々の問題というのは特に認識してございません。

角田委員 学習支援体制についてお聞きしたいんですけども、今年度の学習支援に対する取り組みというか、各保護者の人たちが安心して子どもを通わせていられるような体制はとれているかどうか、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

石井統括指導主事 学習支援員に関しましては、要綱に従いまして35人以上1年生がいる学級がある学校に配置をしております。本年度は13名配置という形で対応したいと考えております。

角田委員 もうその人たちは……

石井統括指導主事 昨年度は5月からでしたが、今年度は4月の入学式から実際に紹介をしていただいて、もう活動に入っております。

角田委員 ありがとうございます。

竹尾委員長 ほかにございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第9 その他、を終わりいたします。

以上をもちまして平成20年西東京市教育委員会第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 9 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員